

意見書

平成 24 年 2 月 15 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 100-8116

とうきょうと ちよだく おおてまち にちようめ

住所 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号

名称及び代表者の氏名

にっぽん でんしんでんわ かぶしきがいしゃ

日本電信電話株式会社

みうら さとし

代表取締役社長 三浦 惺

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第 4 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 24 年 1 月 23 日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

連絡先

電話番号：

e-mail：

平成24年度の加入光ファイバに係る接続料の改定(補正) についてのNTTの考え方

加入光ファイバ接続料については、昨年認可された現行料金では、大幅な値下げにより、3年目の2013年度には約30%の低廉化を実現しました。今回の補正申請では、乖離額調整を行った結果、さらに水準が低減しているところです。

現状の戸建て向け光サービスのユーザ料金が月5千円程度であることに対し、その構成要素の一つである加入光ファイバの接続料は3千円台であることから、その点だけにおいても既に光サービスへの参入は可能であり、現にKDDI様はNTT東西から加入光ファイバを借りて光サービスを展開しており、全国にエリア拡大をしているところです。

具体的には、シェアドアクセス方式の加入光ファイバにおいて、最大8ユーザ(分岐)まで収容が可能である中で、2~3ユーザの利用があればADSL並み料金の実現も可能な水準です。現に、KDDI様は既に平均2~3程度のユーザを獲得しているところです。

ブロードバンド市場は、光だけでなくCATVやモバイル等、多様な技術・サービスで広く提供されていますが、全体で約700万もの顧客基盤を持つDSL事業者様をはじめとして、新規の参入事業者であっても、十分に光サービスへ参入・事業展開が可能となっており、もはや参入するか否かは各事業者の経営上の意思決定の問題であると考えます。

なお、光ファイバの分岐単位接続料設定の適否について、接続委員会で議論された通り、分岐貸し(OSU共用)という接続形態は、サービスの多様化・品質の確保や技術上の課題があることから適当ではない、という一定の整理がなされたものと考えております。

また、接続委員会において、OSU専用の光ファイバ接続料の追加メニューを想定した例示として「エントリーメニュー」が挙げられました。しかしながら、自ら設備を構築して光サービスを提供している事業者やNTT東西から加入光ファイバを借りて光サービスを提供している事業者様とNTT東西との間で、現行の接続形態及び接続料水準で既に競争は十分に機能していることは前述の通りです。

仮に、このような「エントリーメニュー」の検討をするとしても、公正競争を阻害しないこと、また、現在の接続料制度の枠組みを超えないことが必須と考えます。

以上